

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32  
奈良交通第3ビル3F

TEL: 0742-25-3100

FAX: 0742-25-3101

HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール [info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)

Vol. 46 2021年 夏号

# かわら版

## 化学物質のリスクアセスメント義務化をどう考えるのか

四日市看護医療大学 柴田英治

### 繰り返される職場の化学物質問題

今から60年前、高度経済成長期のわが国では職場で取り扱う金属、有機溶剤、粉じん、酸、アルカリなど様々な化学物質が深刻な健康障害を引き起こし、今では教科書に出ているような中毒症状の事例が報告されることはそれほど珍しくありませんでした。鉛作業者に現れる垂れ手、腹部の痙痛、重症じん肺で在宅酸素療法を行う元粉じん作業員、メッキ作業員の鼻中隔穿孔、ノルマルヘキサンによる末梢神経障害などは今ではめったに見られなくなりました。その後産業医制度、労働衛生行政の発達とともに特殊健康診断もきめ細かく行われるようになりました。職場ではプッシュプル型換気装置、自動化などの設備が導入されたことも職場環境の改善につながりました。私が労働衛生学の研究を始めた頃は、先輩からはこれからは職場で取り扱う有害物の問題は次第になくなっていくから、糖尿病、高血圧、心臓・脳血管疾患と仕事との関連に研究をシフトした方がいいとアドバイスしてくれる人もいました。これはある意味では正しかったと思いますが、その後の化学物質をめぐる状況をみると数年に1回これまでわかっていなかった新たな毒性が見つかり、20年くらいに1回中毒やがんなどによる死者を伴う大きな問題が起こっています。おそらくこのような化学物質をめぐる様々な問題はこれからも同じように出てくるでしょう。これは



は背景に経済活動としての新素材の開発競争があるからです。製造業、情報産業を中心に様々なイノベーションが進められています。他に先んじて新たな素材を使って従来にない優れた製品を発表して競争に勝ち抜かなければならないという構造は今後も変わることはないでしょう。これまで使用されてこなかった新たな物質が市場に出てくる中で、現場で直接原料や素材を取り扱う作業員がリスクにさらされることとなります。健康被害が明らかになるのは多くの場合小規模事業場、あるいは非正規雇用の労働者です。大規模事業場とは違い、作業員への有害物取扱いに関する教育や研修が体系的に行われる機会が少なく、これらの人々には危険を避けるための注意事項が十分に徹底されていないことももう一つの背景となっています。

## 列記式による化学物質取扱い規制

これまで一つ一つの化学物質について物質名を指定して規制する方法がとられてきました。有機溶剤中毒予防規則 44 種、特定化学物質障害予防規則 83 種（禁止物質を含む。）、その他鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則などです。このような列記式の規制は具体的に物質名が明らかにされている点でその物質の性質に応じた対策を指示することが出来る点で優れていますが、規制の対象になっていない物質の方が圧倒的に多く、その中からこれまで明らかになっていなかった毒性が見つかることは珍しくありません。このような規制の仕方の弱点を克服しようと強調されるようになったのがリスクアセスメントによる化学物質リスク回避にむけての優先順位をつけた対策です。本来リスクアセスメントは従来列記式の規制とは異なるタイプの規制であり、取扱い物質が規制対象であろうとなかろうと対応可能で、ある意味では万能の方法と言えるものです。しかし、このリスクアセスメントを義務化する際に対象物質を指定する方法がとられました。ラベル表示と SDS 交付が義務づけられた 674 物質（群）（2021 年 1 月 1 日現在）に対してリスクアセスメントが義務化されています（表）。

表 義務化されているリスクアセスメント対象物質と政省令規制別の内訳

（ここで「物質」としているのは単一物質のほか、物質群、総称なども含まれているため、厳密な物質の数とは言えない。また労働安全衛生法施行令別表 9 では構造異性体をひとまとめにしているものも有機則では別物質と数えている場合もあることなどに注意）

リスクアセスメント対象物質（群） 674 物質	労働安全衛生法施行令別表第 3 第 1 号 （特定化学物質障害予防規則 第 1 類）	7 物質	
	労働安全衛生法施行令 別表第 9 667 物質	特定化学物質障害予防規則 第 2 類 <sup>(注)</sup>	59 物質
		同 第 3 類	8 物質
		有機溶剤中毒予防規則 第 1 種	2 物質
		同 第 2 種	35 物質
		同 第 3 種	7 物質
		四アルキル鉛中毒予防規則	1 物質
		鉛中毒予防規則	3 物質
		その他	552 物質

（注）特定化学物質障害予防規則第 2 類には 60 物質が指定されているが、このうち 2020 年新たに加えられた「溶接ヒューム」のみが含まれていない。

最初にリスクアセスメントの義務化が行われたのが 2016 年ですが、当初はどの物質が義務化されているのかがよくわからないという質問をしばしば受けました。その後対象物質が少しずつ増えていて、今後もさらに追加されることが予想されます。確かにラベル表示と SDS というリスクの見積もりに必要な情報がある程度揃っている物質に対してリスクアセスメントをさせるのは理にかなっているとも言えますが、このやり方はリスクアセスメントの本来の意義からすると少し矛盾したところがあると私は感じています。



## 本来のリスクアセスメントのあり方を忘れずに

リスクアセスメントは本来職場で現場を最もよく知っている作業員自身が自主的に行うところに意味があるものです。なぜなら作業の工程、取扱う物質とその使用量、その物質が個体なのか、粉体なのか、ガスなのか、現場のにおい、ほこりっぽさ、ミストが浮いているのかなどの状況はそ

の場で働いている人たちが最もよく知っています。リスクアセスメントにはこうした職場の状況に関する情報を欠かすことはできず、これらを活かさなければ正しいリスクの見積もりはできません。

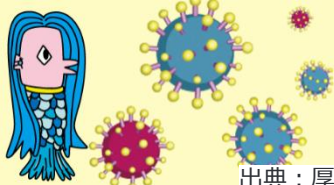
しかし、そんな自主的なリスクアセスメントが多くの職場でできているのなら化学物質による健康障害はほとんど発生しないはずですが、それができないのはやはり何等かの法的な義務づけがされなければ



実質的には広がらないことはこれまで様々な経験から明らかです。この義務化により、コントロールバンディングという極めて簡単にリスクアセスメントができる手法が普及しました。この方法は取扱う化学物質の物理的な性質と使用量、表示ラベルに示された有害性の区分がわかれば誰でもできるもので、これで化学物質取扱職場のリスクアセスメントは大いに進みました。

しかし、このままいわばルーティン化されたリスクアセスメントを淡々と進めていくだけでいいのかという疑問は残ります。上記のようにもともとリスクアセスメントは自主的に行うところに意義があるのですが、これが義務化されたことで、自分たちで職場をよく観察し、取り扱い状況を踏まえてリスクの見積もりを考えるという過程が省略されることが多くなったように見受けられます。

今後も化学物質に関わる問題の発生が予想されるものの、職場で取扱う化学物質の毒性を研究する大学をはじめとする各種研究機関の研究者が少なくなっていることも一方で危惧されるところです。次の化学物質による重大な健康障害事例を出さないためにやるべきことがまだたくさんあると感じています。=以上= (文中のカットは、厚生労働省発行のリーフレットから引用：奈良産業保健総合支援センター)



出典：厚生労働省ホームページ

## 職場での新型コロナウイルスへの 集団感染（クラスター）が多発！

# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～**取組の5つのポイント**～が実施できているか確認しましょう。
- ～**取組の5つのポイント**～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**※」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。（※「実践例」は、厚生労働省リーフレットに掲載 ➡ 次の URL からご参照ください。）
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、奈良労働局（☎ 0742-32-0205）に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

## ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

出典引用：厚生労働省リーフレット（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000736900.pdf>）

## 奈良 良産業保健総合支援センターにおける新型コロナウイルスへの感染防止を徹底するための各種対応に係るご理解とご協力のお願い!!

奈良産業保健総合支援センター並びに各地域産業保健センターでは、新型コロナウイルスへの感染防止のため、産業保健活動総合支援事業について、当面、以下の対応をさせていただきますことをお知らせします。

### ■ 産業保健専門研修（産業医学研修・産業保健研修・産業保健セミナー）

これまでに引き続き、感染防止対策を徹底したうえで開催しますとともに、条件が整えばWeb（オンライン）方式での研修の導入も図ります。

### ■ 産業保健相談

対面による相談はできるだけ避け、電話、メール、ファックス等によるものとします。

### ■ メンタルヘルス対策促進員・両立支援促進員による個別訪問支援（各促進員にご相談ください。）

ご利用いただく事業場等のご意向をお聞かせいただき、「3密」を避ける等の感染防止対策を確認のうえ、実施させていただきます。

### ■ 地域産業保健センター事業（具体的なことは、コーディネーターにご相談ください。）

- ・登録産業医の個別訪問等による対面での産業保健指導等は、原則、控えさせていただきます。
- ・健康診断有所見者に係る医師からの意見聴取については、対面では行わず、結果書面の地域産業保健センターへの郵送又はコーディネーターを介しての受け渡しにより対応致します。
- ・長時間労働者、高ストレス者に対する医師の面接指導は、新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底したうえで、対面にて対応致します。

### =ご利用の皆様方におかれても、感染防止対策へのご理解とご協力をお願い致します！=

なお、今後、奈良県に緊急事態宣言が発出される等、事態に変化が生じた場合は、事業活動の中止や延期等の措置を講じることもあり得ますことをご留意願います。



〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階  
独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター

電話：0742-25-3100 F A X：0742-25-3101

URL：<https://www.naras.johas.go.jp> Eメール：[info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)